

処分基準整理票

処分の内容		行政財産目的外使用許可の取消し	
根拠法令及び条項		地方自治法第238条の4第9項	
処分基準	☒ 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) ☐ 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
	公表 ☒ する ☐ しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】(※処分基準を公表する場合のみ記載すること。) 那覇市上下水道局庁舎等管理規程第7条第6項 別紙のとおり		
処分基準 設定年月日	年 月 日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	上下水道局 配水課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。

那覇市上下水道局庁舎等管理規程第7条第6項

(許可を必要とする行為)

第7条 庁舎において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ庁舎管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 市の機関以外のものが主催する集会又はこれに類する行為をすること。
 - (2) 物品の販売、宣伝、勧誘又は寄付の募集その他これらに類する行為をすること。
 - (3) 公用を目的とするもの以外の広告物等を掲示し、配布し、若しくは回覧し、又は公用を目的とするもの以外の看板、立札類を設置する行為をすること。
 - (4) 仮設工作物の設置その他庁舎を一時的かつ特別に使用する行為をすること。
 - (5) 旗、幕、プラカードその他これらに類するもの又は拡声器、宣伝車等を所持し、若しくは持ち込もうとする行為をすること。
 - (6) 撮影等を行うこと(市が開催する記者会見等において報道機関が行うもの及び市の職員が職務上行うものを除く。)。
 - (7) 30人以上の団体見学
- 2 庁舎管理者は、前項の許可をする場合において必要な条件を付し、又は指示することができる。
- 3 第1項の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ庁舎使用許可申請書(以下「申請書」という。)を庁舎管理者に提出し許可を受けねばならない。
- 4 庁舎管理者は、許可をするときは、申請者に許可書を交付するものとする。
- 5 庁舎管理者は、前2項の規定にかかわらず、庁舎管理者において、簡易な使用と認めるときには、申請書の提出を省略し、又は許可書の交付を省略することができる。
- 6 庁舎管理者は、第1項の許可を受けた者が、その許可の内容又は第2項の条件、指示に違反したとき若しくは前条に規定する行為を行ったときは、許可を取り消し、その行為を中止させ、又は当該物件の撤去を命ずることができる。この場合において、物件の撤去を命ぜられた者が物件を撤去しないときは、庁舎管理者は、当該物件を撤去することができる。

【別紙】

地方自治法第 238 条の 4 第 9 項

(行政財産の管理及び処分)

第二百三十八条の四 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

一 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であって当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合（当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。）において、その者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けるとき。

二 普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合

三 普通地方公共団体が行政財産である土地及びその隣接地の上に当該普通地方公共団体以外の者と一棟の建物を区分して所有するためその者（当該建物のうち行政財産である部分を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付ける場合

四 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。

- 五 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。
- 六 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。
- 3 前項第二号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物の一部（以下この項及び次項において「特定施設」という。）を当該普通地方公共団体以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けることができる。
- 4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定施設を譲渡しようとする場合について準用する。
- 5 前三項の場合においては、次条第四項及び第五項の規定を準用する。
- 6 第一項の規定に違反する行為は、これを無効とする。
- 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。
- 8 前項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法（平成三年法律第九十号）の規定は、これを適用しない。
- 9 第七項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。